

福岡県移動介護従業者養成研修事業の取扱いについて

1 認定の申請

(1) 養成研修事業の認定を受けようとする者は、次に掲げる必要事項を記載した申請書（様式1号）を知事に提出するものとする。

- ①申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- ②研修事業の名称及び実施場所（通信教育による事業を行う場合にあっては、主たる事業所の所在地及び対象地域）
- ③事業開始予定年月日
- ④学則等
- ⑤カリキュラム
- ⑥講義を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別（講師履歴一覧、履歴書、講師就任承諾書等）
- ⑦実習に利用する施設、交通機関、店舗等の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては名称）並びに利用計画、実習の実施内容及び当該施設の設置者の承諾書
- ⑧会場周辺の地図（実習のルートがわかるもの）
- ⑨研修修了の認定方法
- ⑩事業開始年度及び次年度の収支予算の細目（研修自体の収支計画）
- ⑪申請者の資産状況（事業所の収支予算、決算書等）

(2) 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付するものとする。

2 認定の決定等

知事は、認定の可否を決定したときは、別紙（様式2号）により通知する。

3 実施計画の報告

養成研修の認定を受けた者は、知事に対し、毎年度、あらかじめ事業計画（様式3号）を提出するものとする。

4 認定研修の実施等

養成研修の認定を受けた者は、福岡県移動介護従業者養成研修事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて事業を行うものとする。

また、この要綱に定める研修の課程を修了した者に、様式4号に準じて修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

5 実績報告

養成研修の認定を受けた者は、知事に対し、事業年度終了後速やかに実績報告（様式5号）を提出するものとする。

6 認定内容の変更及び廃止

養成研修の認定を受けた者は、申請内容を変更し又は事業を廃止しようとする場合には、十日以内に、知事に、変更内容、変更又は廃止の時期及び理由を、変更については様式6号により、廃止については様式7号により届け出るものとする。

7 認定の取り消し

知事は、認定した者について、届出内容および検査結果により事業の適正が困難と判断した場合、並びに認定した者が事業を自ら廃止した場合には認定を取り消すものとする。